

各都道府県介護保険担当課（室）

各市町村介護保険担当課（室）

各 介 護 保 険 関 係 団 体 御 中

← 厚生労働省 老健局高齢者支援課・振興課

介 護 保 険 最 新 情 報

今回の内容

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

計7枚（本紙を除く）

〔 貴関係諸団体に速やかに送信いただきますよう
よろしくお願いいたします。 〕

Vol.350

平成25年12月25日

厚生労働省老健局

高齢者支援課・振興課

連絡先 TEL：03-5253-1111(内線3971、3983)
FAX：03-3595-3670

老高発 1225 第 2 号
老振発 1225 第 1 号
平成 25 年 12 月 25 日

都道府県
各 指定都市 福祉担当部（局）長 殿
中 核 市

厚生労働省老健局高齢者支援課長
（公印省略）

振 興 課 長
（公印省略）

出張理容・出張美容に関する衛生管理の徹底について

介護保険制度の円滑な推進につきましては、平素から格別のご尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

今後、高齢化の進展に伴い、理容師又は美容師が在宅や老人福祉施設に赴き、高齢者に対して理容又は美容を行う機会が増大していくことが予想されますが、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、今般、当省健康局生活衛生課より、別添のとおり依頼があったところです。

特に、入所者の重度化が進む介護老人福祉施設においては、入所者に対し、整容等の介護を適切に行うことが求められます。

つきましては、老人福祉施設での出張理容・出張美容に関し、下記事項について御了知の上、管内市町村（特別区を含む。以下同じ。）をはじめ、関係者、関係団体等に対して周知いただきますようお願いいたします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記事項の2について御了知の上、管内市町村に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

健衛発 1 2 2 5 第 1 号
平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日

老健局高齢者支援課長 殿
老 健 局 振 興 課 長 殿

健康局生活衛生課長
(公 印 省 略)

出張理容・出張美容に関する衛生管理について

標記については、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について」（平成 19 年 10 月 4 日付け厚生労働省健康局長通知）によって、別添のとおり、地方公共団体に対し、その指導に遺漏なきようお願いしているところですが、今後、高齢化の進展に伴い、在宅や老人福祉施設に理容師又は美容師が赴き、高齢者に対して理容又は美容を行うケースが増加していくことが予想されます。

出張理容・出張美容については、上記の通知においても、都道府県等の検査の上で使用が認められるなど指導の枠組みのある理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。以下、同じ。）が実施主体としてはふさわしい旨を示すとともに、「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」に基づき衛生の確保や向上を図ることを求めているところです。

高齢者に係る出張理容・出張美容については、高齢者の心身の状況を踏まえ、衛生管理に特段の留意が求められることから、老人福祉施設での出張理容・出張美容については、施設の設備及び運営を監督する観点からも、下記の点に留意していただくよう、施設の関係者に対して、所要の指導をお願いします。

また、在宅で介護を行う高齢者に係る出張理容・出張美容についても、あわせて、下記の 2 に関して留意をいただくよう、地方公共団体に対して周知をお願いします。

記

1. 老人福祉施設において出張理容、出張美容を行う場合には、理容師又は美容師の施術や衛生保持の上で適切な場所を確保願いたいこと。また、その際、洗髪のための設備等施術環境にも十分配慮願いたいこと。
2. 出張理容・出張美容を行う実施主体については、理容所又は美容所の開設者がふさわしいことから、事業者の選定に当たり、このことを十分に考慮願いたいこと。

(別添)

健発第1004002号

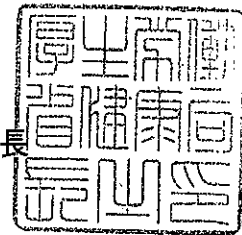
平成19年10月4日

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区长

殿

厚生労働省健康局長



出張理容・出張美容に関する衛生管理要領について

近年の高齢化の進展により、介護老人福祉施設など理容所又は美容所以外の場所に理容師又は美容師が出向いて行う理容又は美容（以下「出張理容・出張美容」という。）に対する社会的なニーズが高まっており、これまで以上に出張理容・出張美容に係る衛生の確保が求められているところであるが、出張理容・出張美容の衛生の確保について必ずしも全国的に十分な指導等がなされているとは言えない実情にある。

ついては、今般、出張理容・出張美容の衛生を確保するため、別添のとおり「出張理容・出張美容に関する衛生管理要領」を定めたので、下記事項にも留意の上、関係者に対して周知を図るとともに、衛生管理の指導に当たっての指針として活用されたい。

なお、この通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項に規定する技術的な助言に当たるものである。

記

- 1 出張理容・出張美容を行う者に対して衛生の確保のための指導等を行うに

当たっては、必要に応じて条例又は要綱等を制定するなどにより行われたいこと。

- 2 出張理容・出張美容について、理容師法（昭和23年法律第234号）第11条第1項又は美容師法（昭和32年法律第163号）第11条第1項に基づき理容所又は美容所の開設の届出をし、理容師法第11条の2又は美容師法第12条の規定に基づき都道府県知事等の検査を受け、使用することができることとされている理容所又は美容所の開設者（当該理容所又は美容所に所属する理容師又は美容師を含む。）であれば、所要の指導等を行うことができる枠組みが存在していることから、その実施主体としてふさわしいと考えられる。しかし、各都道府県、政令市又は特別区がそれぞれ実情を考慮し、出張理容・出張美容の主体を理容所又は美容所の開設者に限定しない場合には、これらの者以外の出張理容・出張美容を行う者が、本要領に基づく衛生措置を確保するよう、ホームページその他の媒体を通じて出張理容・出張美容において講ずべき衛生措置や衛生上の問題が生じた場合の相談先の周知を図るとともに、営業者の名称、営業区域、従業員等について把握等ができる条例又は要綱等を制定するなどにより、特にその指導に遺漏なきを期されたいこと。

(別添)

出張理容・出張美容に関する衛生管理要領

第1 目的

この要領は、出張理容・出張美容に関する作業環境、携行品等の衛生的管理及び消毒並びに従業者の健康管理等の措置により出張理容・出張美容に関する衛生の確保及び向上を図ることを目的とする。

第2 作業環境

- 1 不特定多数が利用する施設等において出張理容・出張美容を行う場合には、作業及び衛生保持に支障を来さないよう、不特定多数が出入りする場所から区分された専用の作業室などにおいて行うことが望ましいこと。
- 2 作業場の床及び腰張りは、コンクリート、タイル、リノリウム、板等の不浸透性材料を使用した構造が望ましいこと。これによらない場合は、ビニールなど不浸透性材料のシートの上で作業を行うこと。
- 3 作業場内は、不必要な物品等が近くにならないことが望ましいこと。
- 4 作業場内の採光、照明及び換気を十分にすること。

第3 携行品等

出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること。

- 1 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具と、これらを衛生的かつ安全に収納できるもの
- 2 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を、安全に収納できるもの
- 3 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納できるもの
- 4 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
- 5 手洗いに必要な石ケン、消毒液等

第4 管理

1 作業環境の管理

- (1) 作業場内には、みだりに犬（身体障害者補助犬を除く。）、猫等の動物を入れないこと。
- (2) 作業終了後は、作業場の清掃を十分行い、清潔にすること。

2 携行品等の管理

- (1) 洗浄及び消毒済みの器具類等は、使用済みのものと区別して、収納ケ

ース等に保管すること。

- (2) 使用済みのかみそり（頭髪のカットのみの用途（レーザーカット）に使用するかみそりを除く。以下同じ。）及びかみそり以外の器具で、血液の付着しているもの又はその疑いのあるものは、それ以外の使用済みの器具と区別して、丈夫な容器に保管し、適切な処置を行うこと。取扱いの際は、器具の突き刺し事故に注意すること。

3 従業員の管理

営業者は、常に従業員の健康管理に注意し、従業員が感染症、感染性の皮膚疾患にかかったときは、当該従業員を作業に従事させないこと。

第5 衛生的取扱い等

- 1 作業室には、施術中の客及び介助者以外の者をみだりに出入りさせないこと。
- 2 作業中、従業員は清潔な外衣（白色又はこれに近い色で汚れが目立ちやすいもの）を着用し、顔面作業時には清潔なマスクを着用すること。
- 3 従業員は、常につめを短く切り、客1人ごとの作業前及び作業後には手指の洗浄を行い、必要に応じて消毒を行うこと。
- 4 作業場においては、喫煙及び食事をしないこと。
- 5 皮膚に接する器具類は、客1人ごとに消毒した清潔なものを使用すること。
- 6 皮膚に接する器具類は、使用後に洗浄し、消毒すること。
- 7 皮膚に接する布片類は、清潔なものを使用し、客1人ごとに取り替えること。
- 8 使用後の布片類は、他のものと区別して収納すること。帰宅後、洗剤等を使用して温湯で洗浄することが望ましいこと。
- 9 蒸しタオルは消毒済みのものを使用すること。
- 10 客用の被布は、使用目的に応じて区別し、清潔なものを使用すること。
- 11 作業に伴って生ずる毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃すること。
- 12 毛髪等の廃棄物は、ふた付きの専用容器や丈夫な袋などに入れ、適正に処理すること。
- 13 皮膚に接しない器具であっても汚れやすいものは、客1人ごとに取り替

え又は洗浄し、常に清潔にすること。

14 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を扱う場合には、マスク、手袋等予め防護措置をとること。また、このような者を扱ったときは、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。器具等の消毒については、感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成16年1月30日健感発第0130001号厚生労働省健康局結核感染症課長通知）等を参考にすること。

15 パーマネントウェーブ用剤、染毛剤等の使用に当たっては、医薬部外品及び化粧品として、薬事法による承認を受けたものを適正に使用し、その安全衛生に十分留意すること。また、使用によってアンモニア等のガスが発生する場合には、特に排気に留意すること。

第6 消毒

理容所及び美容所における衛生管理要領（昭和56年6月1日付け環指第95号厚生省環境衛生局長通知）に準じること。

第7 自主管理体制

1 衛生管理責任者の設置

理容師法第11条の4第1項又は美容師法第12条の3第1項の規定に該当しない営業者が出張理容・出張美容を行う場合において、常時2人以上の理容師又は美容師を出張理容・出張美容に従事させる場合には、事務所等の設備、器具等の衛生の点検管理、従業員の感染症罹患の有無の確認、従業員の衛生教育等を行う衛生管理責任者として、理容師法第11条の4第2項の規定に基づく管理理容師又は美容師法第12条の3第2項の規定に基づく管理美容師の資格を有する者を置くことが適当であること。

2 衛生管理要領の作成及び周知

営業者又は衛生管理責任者は、出張理容・出張美容に係る作業環境や取扱い等に係る具体的な衛生管理要領を作成し、従業員に周知徹底すること。